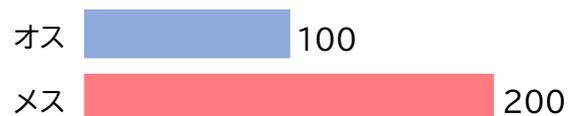


## 令和 7 年度補助券申請上限数の設定方法について

### 第1四半期(4月1日～6月30日)



令和 6 年度中に登録した登録者(団体・個人)の数で今年度の対象頭数を割った数を登録者(団体・個人)ごとの第1四半期中の申請上限とします。

	オス	メス
団体	8	16
個人	1	3

※令和 6 年度末登録数:12 団体、1 個人

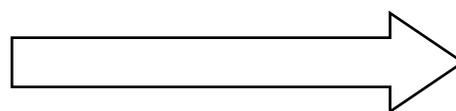
※期の途中で補助券を返還しても、申請数は元に戻りません。

※団体と個人の上限数比率は変わることがあります。

※申請上限は、その期間中に申請できる最大数を示すもので、枠の確保ではありません。

※期の途中で登録した登録者も同じ上限数となります。

例えば、  
第1四半期中に  
オス 10 頭、メス 30 頭の補助券申請  
1 団体、1 個人の登録  
があったとき。



### 第2四半期(7月1日～9月30日)



第 1 四半期末時点で登録のある登録者数で残りの対象頭数を割った数を登録者(団体・個人)ごとの第2四半期中の申請上限とします。

	オス	メス
団体	6	12
個人	1	2

※第 3 四半期以降も同じように設定します。

※返還された補助券分は第 4 四半期で調整します。

※補助券の残数によっては上限を設定せず、先着順となることもあります。